

輸出物品販売場を経営する事業者の皆様へ

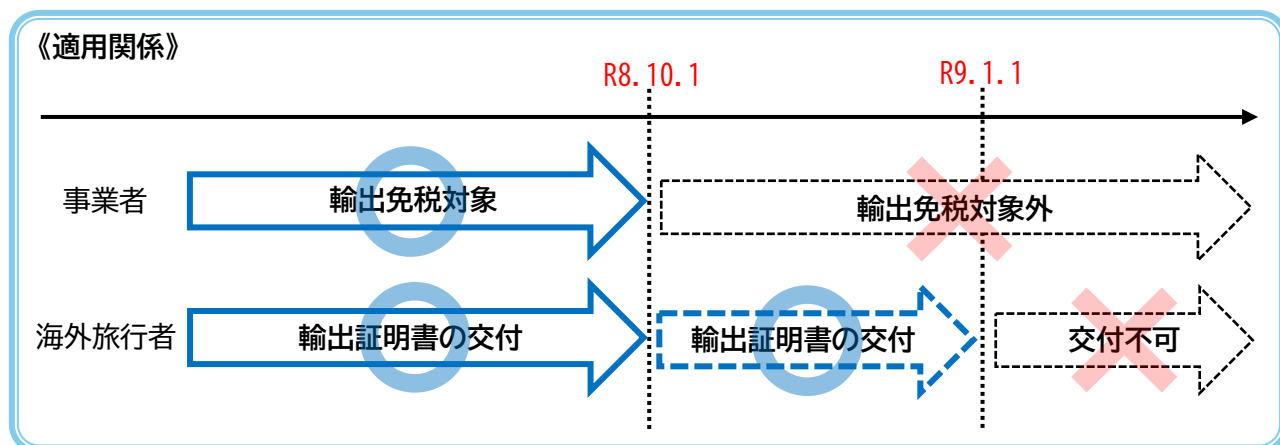
お土産免税の廃止について

海外旅行者が出国に際して携帯する物品の輸出免税（消費税法基本通達7-2-20による輸出免税）、いわゆるお土産免税については、**令和8年9月30日をもって廃止**されます。

したがって、同年9月30日までにに行った販売は所定の手続を行うことにより、輸出免税の適用を受けることができますが、同年10月1日以後行う販売については、輸出免税の適用はありません。

また、令和8年9月30日までに販売された商品に対する**税関長の輸出証明書**については、**令和8年12月31日までに海外旅行者から申請されたものについて交付を行います**（令和9年1月1日以後は、輸出証明書の交付を受けることができず、その取引について輸出免税の適用はありません[※]）。

※ 購入者誓約書に期日までに渡航できない場合、消費税が免税とならないことを確認した旨追記する対応が考えられます（別添参照）。



【参考】海外旅行者への返金

輸出免税を適用できることを確認した後に行う輸出物品販売場を経営する事業者から海外旅行者への返金については、消費税法令においてその方法等が定められているものではありません。

そのため、本件免税の廃止を踏まえつつ、事業者と海外旅行者との間において事前に取り決めておくことが肝要です。

海外旅行者が出国に際して携帯する物品の購入者誓約書

購入物品	品名	規格・銘柄	数量	購入単価	価額
販売場	納税地				
	所在地				
	氏名又は名称				
渡航年月日		令和 年 月 日			
旅券番号					
渡航先					
渡航目的					
渡航方法					
渡航期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日			
贈答先	住所又は勤務先				
	氏名又は名称				
参考事項					
今般海外旅行するに際して携帯する上記物品については、次のとおり使用することを誓約します。 ① 上記贈答先に贈答し、帰国の際には携帯しない。 ② 渡航先において2年以上使用（又は消費）する。 令和8年12月31日までに渡航できない場合、消費税が免税とならないことを確認しました。 令和 年 月 日 住所又は居所 電話番号 職業 氏名					

注意 1. 不要な文字は二重線で抹消してください。

2. この誓約書は購入先に交付してください。

3. 「購入物品」欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。